

令和2年産米の放射性セシウム吸収抑制対策

福島県農林水産部

米の放射性セシウムの吸収を抑制するためには、生育初期に土壌中の交換性カリ含量を高めることが重要です。

このため、稲わら等の施用による土づくりを基本に、土壌分析を行い、吸収抑制効果の高い塩化カリの施用により、土壌中の交換性カリ含量の目標値を確保した上で慣行の基肥（窒素・リン酸・カリ）を施用することとします。

※ 土壌中の交換性カリ含量が増加しても、食味への影響はありません。

1 水田土壌の交換性カリ含量の増加を目指した土づくり

稲わらやたい肥の投入は、水田の土づくりの基本技術であるとともに、毎年投入することにより交換性カリの安定した補給源となることから、放射性セシウム吸収抑制対策としても極めて重要です【表-1】。

稲わらを継続して持ち出し、堆肥やカリ資材の施用を行わないとほ場の交換性カリが減少し、米の放射性セシウム濃度が増加するおそれがあります。

特に、福島県営農再開支援事業によるカリ施用をしていない市町村では、通常の土づくりによる交換性カリ含量の維持に努めることが重要です。

【表-1】 農業総合センターにおける3要素等連用試験結果

試験区の内容	交換性カリ含量 (mg/乾土100g)
① <u>3要素施肥のみ(チッソ-リン酸-カリ=6-10-10 kg/10a)</u>	9
② 3要素施肥+稲わら(600kg/10a、秋すき込み)	21
③ 3要素施肥+稲わらたい肥(1.2t/10a)	15

稲わらには約2%のカリが含まれており、稲わらを持ち出したり、流失した場合には、約12kg/10aのカリが供給されないことになります。

2 令和2年の米生産におけるカリ施用について

令和元年産米の全量全袋検査結果（令和元年11月30日現在）を含めて、5年連続して食品中の放射性セシウムの基準値（100 Bq/kg）を超える米はない（検査点数の99.99%が測定下限値未満）ことから、米の放射性セシウム濃度は確実に低減しており、これまで福島県営農再開支援事業で進めてきたカリ施用は吸収抑制対策として有効であると考えられます。

このため、令和2年の米生産に当たっては、引き続き安全な米が生産できるよう、これまでの技術対策を継続することを基本とします。

また、台風19号等による被災水田では、浸水や稲わら流失等による土壌の交換性カリ含量の低下が心配されるため、土壌分析に基づいて適切に対応する必要があります。

（1）土壌分析に基づいた塩化カリの施用

ア 作付前の水田土壌における交換性カリ含量が目標値25mg/乾土100g以上となるように塩化カリを施用した上で慣行の基肥を施用します。

イ 塩化カリの施用量は【表-2】のように、分析結果に対応した量とします。

【表-2】 土壌分析に基づく塩化カリの施用量

交換性カリの 土壌分析値 (mg/乾土100g)	目標値25mgを確保するために 必要なカリ成分量 (成分量 kg/10 a ※)	左に相当する 塩化カリ（カリ60%）施用量 (現物量 kg/10 a)
5	30	50
10	23	38
15	15	25
20	8	13
25以上	0	0

※ 作土層を15cm、土の仮比重を1と仮定した場合の試算値。

ウ 次のようなほ場では交換性カリ含量が不明または低いと考えられることから、必ず土壌分析を行った上で塩化カリを施用しましょう。

- ① 令和2年に原発事故後初めて作付を再開する水田
- ② 台風19号等の被害により浸・冠水、土砂流入、稲わらの流失があった水田
- ③ 稲わらをほ場外へ持ち出し、たい肥を施用していない水田
- ④ 砂質土壌など保肥力の弱い水田
- ⑤ カリの施肥が施肥基準より少なかった水田

(2) 土壌分析を行うことができない場合の塩化カリの施用量

土壌分析に基づいてカリ施肥を行うことが基本ですが、土壌分析をすることが難しい場合には、平成24年産米以降すべての米の全量全袋検査結果や過去の土壌分析結果を参考に下記の考え方に則して塩化カリを施用します。

ア 過去の米の全量全袋検査で放射性セシウム濃度が50Bq/kgを超過した地域

地域で比較的高濃度の放射性物質を含む玄米が生産されたほ場の交換性カリ含量や地域で最も低い交換性カリ含量の過去の値等を踏まえ、【表-2】により塩化カリの必要量を施用して目標値を確保した上で、慣行の基肥を施用します。

イ 過去の米の全量全袋検査の結果が50Bq/kg以下の地域

原発事故前における県内の水田土壌の交換性カリ含量の平均値

(21.5mg/乾土100g) との差を補填する塩化カリ (現物量10kg/10a) を施用して目標値を確保した上で、慣行の基肥を施用します。

県内水田土壌の平均値から目標値まで交換性カリ含量を高めるために必要な塩化カリの量は以下のとおりです。

① 交換性カリ含量の不足分	$25 - 21.5 = 3.5$	約4mg/乾土100g
② 不足分を補填するためのカリ成分量 (作土層15cm、土の仮比重1とした場合)	$4 \times 1.5 = 6$	6kg/10a
③ 上記の塩化カリ現物量(カリ成分60%)	$6 \div 0.6 = 10$	10kg/10a

※ 有機栽培では、使用できる資材が限られていますので、施肥対策については下記にお問い合わせください。

福島県農業総合センター有機農業推進室 (024-958-1711)

会津農林事務所農業振興普及部有機農業担当 (0242-29-5317)

相双農林事務所双葉農業普及所有機農業担当 (0240-23-6473)

3 収穫・乾燥・調製時における汚染防止

収穫・乾燥・調製を行う過程で、放射性セシウムを含むゴミ、ほこりや土砂などが玄米に混合したり、玄米に付着することで汚染されることがないように丁寧に作業を行うとともに、粳摺機や選別・計量機を原発事故後に初めて使用する場合は、通常の清掃に加え、粳や玄米を投入して一定時間運転する「とも洗い」を行うことが必須です。

特に、避難指示区域等に保管されていた粳摺機や選別・計量機は汚染されている可能性が高いため、対象となる機械をお持ちの方はお近くの県農林事務所農業振興普及部・農業普及所にご相談ください。

「とも洗い」の詳しい内容や作業方法は、以下を参考にしてください。

「米の収穫・乾燥・調製工程における放射性物質交差汚染防止ガイドライン～原発事故の影響を受けた地域での米の乾燥調製を行う生産者向け～」(平成25年7月農水省)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/kome_130709.pdf

発 行 :

福島県農林水産部農業振興課 (電話: 024-521-7344)

- 農林水産部農業振興課ホームページでは、他の農業技術情報等もご覧いただくことができます。

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>

お問い合わせ :

- 技術情報については、最寄りの農林事務所にお問い合わせ願います。

福島県県北農林事務所農業振興普及部 (電話: 024-521-2608)

伊達農業普及所 (電話: 024-575-3181)

安達農業普及所 (電話: 0243-22-1127)

県中農林事務所農業振興普及部 (電話: 024-935-1310)

田村農業普及所 (電話: 0247-62-3113)

須賀川農業普及所 (電話: 0248-75-2180)

県南農林事務所農業振興普及部 (電話: 0248-23-1568)

会津農林事務所農業振興普及部 (電話: 0242-29-5306)

喜多方農業普及所 (電話: 0241-24-5744)

会津坂下農業普及所 (電話: 0242-83-2112)

南会津農林事務所農業振興普及部 (電話: 0241-62-5262)

相双農林事務所農業振興普及部 (電話: 0244-26-1151)

双葉農業普及所 (電話: 0240-23-6474)

いわき農林事務所農業振興普及部 (電話: 0246-24-6161)

- 関連する補助事業については、こちらにお問い合わせ願います。

福島県農林水産部水田畑作課 (電話: 024-521-7360)